

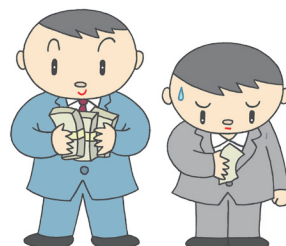
基準内賃金を引き上げ、 手当・割増賃金を改善しよう!

期末手当（夏季・年末）は「基準内賃金」が基礎になります。
基準内賃金は……基本給、管理手当、技術手当、教育手当、都市手当、扶養手当で、
職務や勤務地、家族構成で基礎額に違いがあります。

賃金規定3条

基準内賃金

基本給
管理手当・技術手当・教育手当
都市手当
扶養手当



多くの一般職社員は、
(基本給 + 都市手当 + 扶養手当) × 支給月数 が期末手当となります。
基本給 × 月数のみ の社員も多くいます。

主務・管理者との格差は広がるばかり!?

これまでの改善では？

主務職 : 42,000円 (教育手当)
技術専任職 : 47,000 ~ 62,000円 (技術手当)
主幹職 A・B : 39,000 ~ 67,000円 (管理手当)
技術専任職以上200円・主務職100円の基本給加算 (2023賃金改定時)



一律 5,000円引上げ
(仕事と育児の両立支援時)

など、管理者等の皆さんは、基本給以外にも底上げが図られました。

一般社員の底上げも必要だ!

都市手当・支社内での支給額の違いは不公平!?
ない支社とではさらに格差が広がる!?

国労は求めます

支社別勤務手当を新設し、全ての社員の底上げを図ること!
管理手当等だけでなく一般社員の底上げを図ること!